

閲覧者の遵守事項

(一般閲覧用)

◎閲覧時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(特記事項)

- 1 閲覧は、電子機器（パーソナルコンピューター等）を用いて行います。
精密機器ですので丁寧に取り扱いとともに、閲覧終了の際には受付に声かけ願います。
- 2 閲覧用の電子機器は台数が限られておりますので、御了承願います。
- 3 受付の際に「資産等報告書閲覧者記録簿」に、閲覧者全員を記入してください。

(一般的事項)

- 1 カメラやビデオ、携帯電話等による撮影を行わないこと（手帳等へのメモは可）。
また、報告書データのダウンロードを行わないこと。
- 2 閲覧用の電子機器は、閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- 3 閲覧用の電子機器は、報告書の閲覧以外の用途に使用しないこと。
また、データのアップロードやダウンロードなどを行わないこと。
- 4 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑となる行為をしないこと。
- 5 閲覧時間を遵守すること。
- 6 発熱、咳等の風邪症状がある場合には、閲覧を御遠慮願うことがあること。
- 7 その他係員の指示に従うこと。

なお、上記の遵守事項に違反する行為がある場合には、閲覧を中止させ又は禁止することがあります。

福島県議会事務局長